

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 31 年 3 月 6 日

鳥取市東町 1 丁目 2 2 0
鳥取県議会棟別館内
公益財団法人 鳥取県体育協会
会長 中永廣樹

1 調達内容

(1) 調達業務の名称

鳥取県立布勢総合運動公園競技用芝グラウンド維持管理業務

(2) 調達案件の仕様

入札参加資格審査資料作成要領（以下「資格審査資料」という。）による。

(3) 業務の期間

2019 年（平成 31 年）4 月 1 日から 2024 年（平成 36 年）3 月 31 日までとする。

(4) 業務場所

鳥取市布勢 146 番地の 1 鳥取県立布勢総合運動公園内

2 入札担当部局

公益財団法人 鳥取県体育協会 総務担当

3 資格審査資料の作成及び提出

(1) 資格審査資料の交付

資格審査資料は、平成 31 年 3 月 6 日（水）から同年 3 月 15 日（金）までの間に鳥取県体育協会ホームページ（<http://www.sports-tottori.com>）または鳥取県立布勢総合運動公園ホームページ（<http://www.fuse-sportspark.com>）から入手すること。

(2) 資格審査資料に関する問合せ先

〒680-0944 鳥取市布勢 146-1

鳥取県立布勢総合運動公園

電話 0857-28-7221

担当 倉信

(3) 資格審査資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、資格審査資料作成要領に基づき作成した資格審査資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

平成 31 年 3 月 6 日（水）から同年 3 月 15 日（金）までの日の午前 9 時から午後 5 時まで。

イ 提出場所

鳥取県立布勢総合運動公園 陸上競技場

ウ 提出方法

持参すること。

(4) 資格審査資料の審査

提出された資格審査資料を基に審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 入札及び開札日時及び場所

ア 日 時

平成 31 年 3 月 27 日（水）午後 2 時 00 分

イ 場所

鳥取市布勢 146-1

鳥取県立布勢総合運動公園 県民体育館 第 2 研修室

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除とする

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 65 条の 4 に定める担保の提供をもって契約保証金の交付に代えることができる。なお、財務規定第 65 条の 5 の規定によりその例によることとさる調達手続特例規則第 18 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

6 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、財務規程第 65 条の 5 の規定によりその例によることとされる会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

7 その他

(1) 資格審査表が提出されることを持って、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(2) 資格審査表の提出は、入札参加の意思、要件等を確認するものであって、資格審査表の提出があっても本件入札参加者に指名されとは限らない。

(3) 資格審査表の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者の負担とする。

(4) 委託内容に関する説明会は行わない。

(5) 提出された資格審査表等の書類は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げるいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすること
その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請させること。
- (7) 再委託の禁止
- ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
 - イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - (ア) 再委託の契約金額が委託料の額 50 パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託にする業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合
 - ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。